

2023年2月20日

〒276-0003 千葉県八千代市大学町1の1

申立人 秀明大学水球クラブ

代表者総監督 加藤 英雄

〒102-0082

東京都千代田区一番町15番地1

一番町ファーストビル3階

申立人代理人

弁護士 大室 征 男

弁護士 中野 由 紀 子

弁護士 吉 田 飛 鳥

競技者資格規則第11条に基づく不服審査会

委員長 坂 元



決 定 書

第97回日本選手権水泳競技大会(以下「本大会」という。)において、控訴陪審(ジュリー)が2021年10月31日、同大会女子決勝戦(以下「本決勝戦」という。)について行った決定(以下「本控訴陪審(ジュリー)決定」という。)について、申立人秀明大学水球クラブ(以下「申立人」という。)が公益財団法人日本水泳連盟(以下「本連盟」という。)競技者資格規則第11条(2022年2月26日改正前)に定める不服審査会(以下「本不服審査会」という。)に対して、本控訴陪審(ジュリー)決定の取消しを求めた事件(以下「本不服申立」という。)について、本不服審査会は、以下のとおり決定した。

主 文

本不服申立を却下する。

理 由

1 本控訴陪審(ジュリー)決定に至るまでの経過

(1) 本不服申立がなされた経過及びこれが本連盟競技者資格規則第11条に基づく不服申立であることが特定された経過

- 1 申立人は本連盟に対して、2021年11月5日付不服申立書を送付した。不服申立書には、次のとおり記載されていた。

「日本選手権水泳競技大会水球競技の女子決勝戦において申立人が挙げた 13 得点目を貴連盟が無効とした決定は、何らの正当な根拠がなく取り消されるべきであるので、本不服申し立てを貴連盟の然るべき機関で審理されることを求めるものである。」(5～6頁)

- 2 申立人が取消しを求めた本控訴陪審(ジュリー)決定は、本大会で行われた本決勝戦において、

- (1) NSSU Water Polo Club が水球競技一般規則第3条に基づく抗議をし、
- (2) デレゲートが(1)の抗議を退けた判断に対し、NSSU Water Polo Club チームリーダーが控訴陪審(ジュリー)に対して訴え、
- (3) 控訴陪審(ジュリー)がデレゲートの判断を覆し、(1)の抗議を認めた決定である。

- 3 本大会の概要は以下のとおりである。

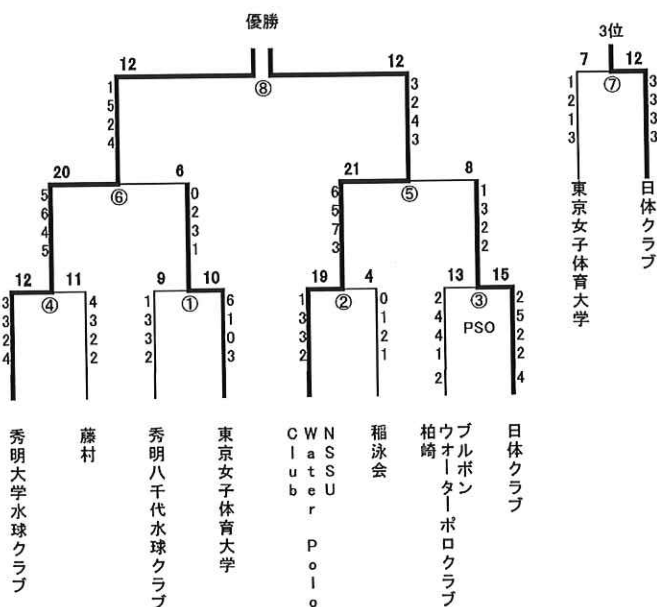
- (1) 本大会は、第97回日本選手権水泳競技大会水球競技であり、開催日程は、2021年10月29日から同月31日までの3日間である。
- (2) 1日目(10月29日) 8チームが1回戦(準々決勝)4試合を実施した。
- (3) 2日目(10月30日) 1回戦(準々決勝)4試合の勝者4チームが2回戦(準決勝)2試合を行った。

- (4) 3日目(10月31日) 2回戦(準決勝)の敗者2チームが3位決定戦を、2回戦(準決勝)の勝者である申立人とNSSU Water Polo Clubが決勝戦を行った。
- (5) 本大会の結果については、本連盟ホームページにおいて以下のとおり掲載されている。^{*1}

第97回日本選手権水泳競技大会<水球競技> 女子 最終結果

優勝 : 秀明大学水球クラブ(3年連続3回目)
NSSU Water Polo Club(初優勝)

3位 : 日体クラブ



第1日目		10月28日(木)	
①	9:30 ~	秀明八千代水球クラブ	9 - 10 東京女子体育大学
②	10:45 ~	NSSU Water Polo Club	19 - 4 稲泳会
③	12:00 ~	ブルボンウォーターポロクラブ柏崎	13 - 15 日体クラブ
④	13:15 ~	秀明大学水球クラブ	12 - 11 藤村
第2日目		10月29日(金)	
⑤	10:00 ~	NSSU Water Polo Club	21 - 8 日体クラブ
⑥	11:30 ~	秀明大学水球クラブ	20 - 6 東京女子体育大学
第3日目		10月30日(土)	
⑦	10:00 ~	東京女子体育大学	7 - 12 日体クラブ
⑧	11:30 ~	秀明大学水球クラブ	12 - 12 NSSU Water Polo Club

*1 <https://swim.or.jp/tournament/15971/>

- 4 本連盟は申立人に対して、同年 11 月 11 日付回答書をもって、本不服申立が、①本連盟のどの規定に基づくものであるか、②本連盟のいずれの機関で対応することを求めるのか、それぞれ明らかにすることを求めた。
- 5 申立人は本連盟に対して、同年同月 12 日付上申書をもって、本連盟競技者資格規則(以下「競技者資格規則」という。)第 11 条に定める不服審査会(以下「本不服審査会」という。)において、競技者資格規則に基づき、本不服申立を審理することを求めた。

(2) 競技者資格規則第11条に基づく不服審査会の設置、解散、再設置

- 1 競技者資格に関する不服審査会委員長坂元要は、2021 年 11 月 16 日、競技者資格規則第 11 条第 2 項に基づき、鷺見全弘及び望月浩一郎を不服審査委員に指名し、同日、競技者資格規則第 11 条第 1 項に基づき、不服審査会を招集した。
- 2 競技者資格に関する不服審査会は、前同日、本件を審査し、本不服申立を却下した(以下「2021 年 11 月 16 日付不服審査会決定」という)。
- 3 申立人は日本スポーツ仲裁機構に対して、2021 年 11 月 16 日付不服審査会決定の取消し等を求めて仲裁申立を行った(JSAA-AP-2021-007 事件。以下「本仲裁事件」という)。
- 4 日本スポーツ仲裁パネル(以下「本仲裁パネル」という)は、2023 年 1 月 18 日、本仲裁事件について、仲裁判断をした(以下「本仲裁判断」という)。本仲裁判断は、
 - (1) 主文第 1 項で「被申立人不服審査会が 2021 年 11 月 16 日付けでなした申立人の不服申立て却下決定を取り消す。」と判示し、その理由について、
 - ① 「不服審査会は、当該事案のすべての要素を考慮して、申立人の不服申立てに対して、実質審査の可能性を含めて検討すべきであったのである。」
 - ② 「それに対して、本却下決定は、そのような諸事情を考慮することなく、形式的な理由で、不服申立てを退けた。」
 - ③ 「本却下決定は、被申立人規則に違反していないとはいえ、冒頭において述べた競技団体の決定の効力についての仲裁判断の基準の 1 つである、「②規則には

違反していないが著しく合理性を欠く場合」に該当するものであり」

④ 「よって、本件スポーツ仲裁パネルは、本却下決定を取り消すものである。」(17 頁)と判示し、

(2) 「本件スポーツ仲裁パネルは、この請求の趣旨に対応し、本却下決定の取消しの可否のみを判断するが、被申立人に対しては、本控訴陪審決定の実質審理を行うことを期待する。」(本仲裁判断 18 頁)と希望を述べた。

5 本連盟は、2022 年 2 月 26 日、従前の競技者資格規則と処分規程とを整理統合し、新たな処分規程を制定する改正を行い、従前の競技者資格規則第 11 条は改正により削除されている。本件は、この競技者資格規則第 11 条削除改正前の事案である。

6 本連盟は、本仲裁判断に従って、2022 年 2 月 26 日改正前の競技者資格規則(以下、改正前の競技者資格規則である旨の記載は省略する。)第 11 条に基づく競技者資格に関する不服審査会を開催することとした。

7 競技者資格規則に基づく最後の不服審査会委員長坂元要は、2023 年 1 月 27 日、本仲裁判断に従って、競技者資格規則第 11 条第 2 項に基づき、競技者資格に関する不服審査会を再度設置することとした。

(1) 本連盟は、競技者資格規則第 11 条第 2 項に基づき、競技者資格に関する不服審査会は、不服申立があった際に、その都度設置する運用をしている。第 1 項において設置された競技者資格に関する不服審査会は、2021 年 11 月 16 日決定をもって任務を終了し、解散されているとの扱いをしていた。

(2) 本仲裁判断を受けて、競技者資格に関する不服審査会において審理をするに当たり、(1)で解散された競技者資格に関する不服審査会が自動的に再設置されるのか、あるいは、改めて競技者資格に関する不服審査会を設置すべきかについては、規定上一義的な定めがない。

(3) そのため、(2)のいずれの解釈に立っても適正に競技者資格に関する不服審査会を設置するため、競技者資格に関する不服審査会坂元要委員長は、2023 年 1 月 27 日、

- ア 解散された競技者資格に関する不服審査会が自動的に再設置されたという立場に立つならば、従前指名されていた鷺見全弘委員に代えて、村山よしみ委員を指名し、
- イ 改めて競技者資格に関する不服審査会を設置すべきという立場に立つならば、新たに、村山よしみ委員及び望月浩一郎委員を指名した。
- (4) 以上の経過で、本不服審査会が設置されたものである。

(3) 本不服審査会における審理

- 1 本不服審査会は、2023年2月3日開催され、本件を審査し、同日付通知書をもって、以下のとおり申立人に通知した。
 - (1) 申立人が、追加の意見・証拠の提出を希望するならば、2023年2月10日までに書面にて本連盟事務局まで提出すること。
 - (2) JSAA-AP-2021-007号仲裁事案における申立人及び被申立人主張、甲号証、乙号証、証人尋問の結果、仲裁判断は、本不服審査会における審理の基礎資料とすること。
 - (3) 申立人が、主張書面において、(2)の資料を引用する場合は、仲裁手続における主張、証拠等であることを示すこと。
 - (4) 申立人が、口頭による意見陳述を希望する場合には、2023年2月10日までに、書面にて本連盟事務局まで連絡すること。
- 2 申立人は本不服審査会に対して、同年2月10日、①同年2月9日付意見書(以下「2月9日付意見書」という。)を提出し、②本不服審査会において口頭で意見を陳述することを希望した。
- 3 本不服審査会は、申立人の希望するところにそって、同年同月20日 Web ミーティングシステムを利用した意見陳述の機会を設け、申立人代理人が意見を述べた(以下「本口頭意見陳述の機会」という。))。
- 4 本不服審査会は申立人に対して、本口頭意見陳述の機会において、2023年2月9

日付意見書における申立人主張で、仲裁手続における申立人の主張及び申立人が仲裁判断を引用している主張と重複をしない主張があるかを尋ねたところ、申立人は、2023年2月9日付意見書の「1 秀明大学水球クラブからの2021年11月5日付け不服申立及び同年同月12日付上申書の取り扱いについて」(1～2頁)のみであると回答した。また、「不服審査会」と記載すべきところ「資格審査会」との誤記が3箇所あると主張したので、本不服審査会はこの訂正を了承した。

申立人は、申立人の本控訴陪審(ジュリー)決定の取消しを求める本不服申立は、競技者規則第11条に基づく不服審査会で実質審理されるべきであるという点の主張については、

(1) 申立人2023年2月9日付意見書における主張では、「JSAA-AP-2021-007事案の仲裁判断、第6本件スポーツ仲裁パネルの判断(8頁以下)に詳細が述べられているのでこれを援用する。」と主張されているところ、

(2) 申立人は、本口頭意見陳述の機会において、(1)の理由に追加する点はないと述べた。

5 以上の審理経過を踏まえて、本不服審査会は、前同日審理をし、全員一致で、主文のとおり判断した。その理由は以下のとおりである。

2 本決定の理由

本決定で引用する証拠であって、本仲裁判断において証拠としているものについては、仲裁手続における証拠番号で示す。

(1) 争いのない事実及び証拠により容易に認定できる事実

ア 競技者資格規則に基づく不服申立手続

1 本連盟は、競技者資格規則(乙16)をもって、①理事会の決議により、本連盟に登録された競技者の違反行為に対して処分ができることを定め(第8条)、②この理事会の処分

決議に対しては、本不服審査会に対して不服申立をすることができる旨を定めている(第 11 条)。

2 本不服申立の対象たる決定は、

- (1) 競技者資格規則に基づく理事会の本連盟に登録された競技者の違反行為に対する処分でなく、
- (2) 本大会の本決勝戦についての水球競技一般規則第 3 条に基づく本控訴陪審(ジュリー)決定である。

イ 水球一般規則第3条に定める抗議に関する手続と水球競技規則(WP)7.1の定める 審判の判断

1 水球一般規則第 3 条は、以下のとおりである。

「第 3 条 抗議

(1) 次の場合、抗議ができる。

- ① 競技のやり方に対する規則、規律が守られなかった場合。
- ② その他の条件が、競技そのもの、あるいは競技者を危険にさらす場合。
- ③ **審判の決定が規則に適合していなかった場合。ただし、プレー判定はこれには含まれず、抗議を申し立てることはできない。プレー判定に対する抗議は試合中も試合後も、これを一切受け付けない。**

(2) 抗議は次のように提出されなければならない。

- ① デレゲートに対して
- ② 書面で
- ③ 責任あるチームのリーダーから
- ④ 抗議料 10,000 円とともに
- ⑤ 試合終了後 30 分以内に

すべての抗議はデレゲートに考慮される。デレゲートが抗議を退ける場合は、その理由を述べなくてはならない。チームリーダーはこの拒否を控訴陪審(ジュリー)

一)に訴えることができる。ただし、控訴陪審の決定は最終のものとなる。抗議が却下された場合、抗議料は大会運営母体に徴収される。抗議が認められた場合、抗議料は返却される。

(1) 水球競技一般規則第 3 条は、抗議の対象として、「①競技のやり方に対する規則、規律が守られなかった場合。」をあげている。

ア 抗議の対象となる「競技のやり方に対する規則、規律」を守るべき主体は、「水球競技規則」で試合についての「権限と職務」が定められている「オフィシャル」(WP6)である。

イ 「オフィシャル」(WP6)は、

- ① 「レフリー」^{*2}(WP7)、
- ② 「ゴールジャッジ」(WP8)、
- ③ 「タイムキーパー」(WP9)、
- ④ 「セクレタリー」(WP10)、
- ⑤ 「ビデオアシスタントレフリー」(WP11)である。

ウ 「オフィシャル」(WP6)が、「競技のやり方に対する規則、規律」を守らなかった場合には、抗議の対象となる。

(2) 審判は、「オフィシャル」(WP6)の一員であるが、審判の行為が抗議の対象となるか否かについては、

ア 「① 競技のやり方に対する規則、規律が守られなかった場合。」とは別に、

イ 「③ **審判の決定が規則に適合していなかった場合。ただし、プレー判定はこれには含まれず、抗議を申し立てることはできない。プレー判定に対する抗議は試合中も試合後も、これを一切受け付けない。**」と定めている。

*2 水球競技一般規則では「審判」との用語が、「水球競技規則」では「審判」との用語が用いられているが、同義であるので、以下の記述においては「審判」で統一して説明をする。

(3) すなわち、審判については、「オフィシャル」(WP6)の一員ではあるが、その行為については、

ア 審判の決定が規則に適合していなかった場合

イ プレー判定

に二分し、前者は抗議の対象となるが、後者は抗議の対象とならないと定めている。

2 水球競技規則 WP7.1 は次のとおりである。

「 WP 7.1 レフリーは試合を完全に統括する。レフリーと競技者がプール構内にいる間は、その権限は及ぶ。事実関係に対するレフリーの全ての決定は最終で、競技規則の解釈には試合中従うこと。レフリーは試合中の如何なる場面の事実関係を推測してはならず、実際に目にしたものを能力の範囲内で最大限解釈すること。」

WP7.1 は、審判の決定を、①事実関係に関する決定と、②競技規則の解釈に関する決定とに分けた上で、

(1) 事実関係についての審判の決定は、最終であること、

(2) 競技規則の解釈についての審判の決定は、「試合中従う」べきこと(最終ではなく、その後の抗議手続で是正されること)、

が定められている。

3 WP7.1も水球競技一般規則も審判の行為について、

(1) プレー判定(事実関係に関する決定)についての審判の決定については、

ア 「最終」であり、

イ 「抗議を申し立てることはできない。プレー判定に対する抗議は試合中も試合後も、これを一切受け付けない。」とし、

(2) 審判の決定が規則に適合していなかった場合(競技規則の解釈に関する決定)についての審判の決定は、

ア 「試合中従う」べきではあるが、

イ 「抗議ができる。」対象である、

と定めている。

4 以上の関係は次の表のとおりである。

試合中のできごとについての抗議の対象となるか否か

	審判以外の「オフィシャル」(WP6)	その他の条件が、競技そのもの、あるいは競技者を危険にさらす場合	審判の決定	
	競技のやり方に対する規則、規律が守られなかった場合		審判の決定が規則に適合していなかった場合(プレー判定を除く)	審判のプレー判定(事実の判定)
「水球競技一般規則」	抗議の対象となる		抗議の対象となる	抗議の対象とならない プレー判定に対する抗議は試合中も試合後も、これを一切受け付けない
	第3条(1)①	第3条(1)②	第3条(1)③	第3条(1)③
「水球競技規則」			(レフリーの)競技規則の解釈には試合中従うこと	事実関係に対するレフリーの全ての決定は最終
			WP7.1	WP7.1

ウ 抗議の手続

1 抗議の手続は水球競技一般規則第3条(2)で次のとおり方式が定められている。

「(2) 抗議は次のように提出されなければならない。

- ① デレゲートに対して。
- ② 書面で
- ③ 責任あるチームのリーダーから
- ④ 抗議料 10,000 円とともに。
- ⑤ 試合終了後 30 分以内に。」

2 抗議はデレゲートにより判断される。水球競技一般規則第3条で次のとおり定めている。

「すべての抗議はデレゲートに考慮される。デレゲートが抗議を退ける場合は、その理由を述べなくてはならない。」

- 3 デレゲートが抗議を退けたときは、控訴陪審(ジュリー)に上訴できる。水球競技一般規則第3条で次のとおり定めている。

「チームリーダーはこの拒否を控訴陪審(ジュリー)に訴えることができる。ただし、控訴陪審の決定は最終のものとなる。抗議が却下された場合、抗議料は大会運営母体に徴収される。抗議が認められた場合、抗議料は返却される。」

エ 小括

- 1 試合において「競技のやり方に対する規則、規律が守られなかった場合」は、次のとおりである。
 - (1) 審判以外の「オフィシャル」(WP6)が、「競技のやり方に対する規則、規律」を守らなかった場合は抗議の対象となり、抗議の手続内で是正される道がある。
 - (2) 審判の決定については、
 - ア **規則に適合していない審判の決定(競技規則の解釈に関する決定)**は抗議の対象となり、抗議の手続内で是正される道がある。
 - イ **プレー判定(事実関係に関する決定)**は、「競技のやり方に対する規則、規律が守られなかった場合」であっても抗議の対象とはせず、覆すことはできない。
- 2 抗議に対するデレゲートの判断は、控訴陪審(ジュリー)に対する上訴は許されるが、控訴陪審(ジュリー)の判断に対する更なる上訴は許されていない。
- 3 迅速な試合結果の確定という観点からは、
 - (1) 水球では、抗議の対象となる行為を限定し、**審判のプレー判定(事実関係に関する決定)**はそもそも抗議ができないとし、
 - (2) 次の2つ
 - 「オフィシャル」(WP6)が、「競技のやり方に対する規則、規律」を守らなかった場合
 - **審判の競技規則の解釈についての決定**(「試合中従う」べきとはされるが、試合後には抗議の対象となる。)

は、抗議の対象となるが、抗議の手続は、

ア 「試合終了後 30 分以内に」なされることを要件として、迅速性が担保されており、

イ 上訴があった場合でも、上訴を扱うのは大会には常に設置されている控訴陪審(ジュリー)であるため、迅速に判断がなされ、

ウ 試合終了後数時間以内に判断は下され、試合結果が試合の翌日以降になってようやく確定するという制度は採用していない。

オ 他の競技団体の規定

1 抗議を許さない、あるいは、抗議を許しても、抗議手続及び上訴手続による解決が迅速に行われる制度を採用しているのは水球だけではない。他の競技においても迅速な解決制度が採用されている。

2 サッカー、ラグビー、バスケットボール及び柔道の競技規則の該当部分は別紙のとおりであり、要点をまとめて比較すると下記表のとおりである。

競技団体の審判などの判断の最終性、抗議続きを認める場合の上訴制度

		サッカー	ラグビー	柔道	バスケットボール		水球	
					右以外	C1の定める決定	事実	規則解釈
抗議を認めない	審判等の判断が最終	○	○		○		○	
	競技委員等による修正可			○				
抗議を認める	一審で終局							
	控訴審で終局					○		○
	さらなる上訴制度							

3 制度を大別すると、

- (1) 審判等の判断は最終であるとして、是正の余地を認めない制度、
- (2) 「スーパーバイザーと審判委員」等による是正の可能性を認める制度、
- (3) 抗議を認める制度がある。

4 抗議を認める場合も、その後の上訴については、論理的には、

- (1) 全ての上訴を認めない制度、
- (2) 控訴陪審(ジュリー)、裁定委員会等迅速に判断できる機関に対する上訴のみを認

める制度、

(3) 控訴陪審(ジュリー)、裁定委員会等迅速に判断できる機関の判断に対するさらなる
上訴を認め、スポーツ仲裁手続まで争うことを認める制度、
が考えられるが、(3)の制度を採用している競技団体の規則はない。

本不服審査会は申立人に対して、本口頭意見陳述の機会に、本連盟以外に(3)の制度を採用している競技団体があることを理由として、このような競技団体と同様の制度を採用すべきという主張をしているのかを質問した。

これに対して、申立人は、

- ① (3)の制度を採用している競技団体と同じ制度を採用すべきであるという主張はしておらず、
- ② (3)の制度を採用している競技団体は知らない、と回答した。

- 5 上訴について前項(3)の制度を採用している競技団体の規則がない実質的理由は、
- 第 1 に、スポーツにおいて試合の結果及び大会の結果は、速やかに確定させる一般的な要請があり、
- 第 2 に、トーナメント方式を採用する大会の場合には、試合終了後速やかに試合結果を確定しなければ大会の運営ができなくなるという要請である。
- 上記 2 点の要請は、スポーツの大会運営にかかわる者にとっては公知の事実である。
本大会女子水泳競技を例にとって説明すれば以下のとおりである。

6 本大会女子水球競技は、全 8 チームが参加して、3 日間でトーナメント方式で開催された。本大会プログラム(乙 6)の該当部分は右のとおりである(17 頁)。

7 ① 1 回戦(準々決勝)は 1 日目に 4 試合があり、②その勝者 4 チームが、2 日目に 2 回戦(準決勝)を行い、③準決勝に進んだ 4 チームは、3 日目に優勝決定戦及び 3 位決定戦を行う。

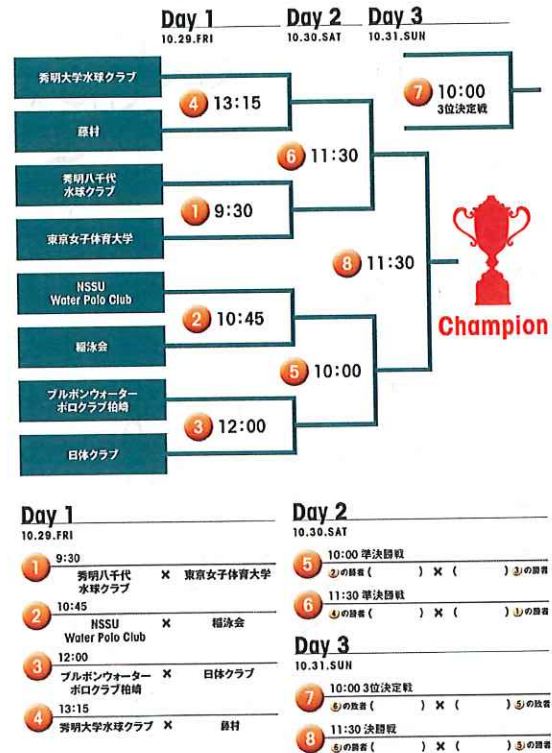
8 試合の結果は、当該試合終了後間もなく、遅くとも当日の内に確定しなければ、その後の大会運営は不可能となる。これは、スポーツの大会運営にかかわる者にとっては公知の事実であるというのが本連盟の認識である。

9 本不服審査会は、上記のとおり、

- (1) 「オフィシャル」(WP6)の行為が抗議の対象となる場合と「オフィシャル」(WP6)の行為が抗議の対象とならない場合があるが、
- (2) 抗議がなされた場合についても、上訴は、控訴陪審(ジュリー)についてのみなされ、「控訴陪審(ジュリー)は最終のものとなる。」と定めている理由について、上記のとおり説明をした。

水球競技関係者にとっては、以上は当然のことと受け止め、なぜこのような当然のことを長々と説明をしたのか疑問を抱く者もあるかと思う。本不服審査会は、本仲裁判断を踏まえて、本連盟の大会に関与した経験がない本連盟関係者にも試合結果の早期確定の要請がスポーツ界に共通する課題であることを理解をしてもらうために、あえてスポーツにかかわったことがない者であっても理解できるように説明をした。

女子 組合せ及び競技日程



(2) 申立人の本控訴陪審(ジュリー)決定が競技者資格規則第11条に基づき審理されるべきであるとの主張に対する判断

ア 申立人の本控訴陪審(ジュリー)決定が競技者資格規則第11条に基づき審理されるべきであるとの主張についての理由

申立人は、申立人の本控訴陪審(ジュリー)決定の取消しを求める本不服申立は、競技者規則第 11 条に基づく不服審査会で実質審理されるべきであるという点の主張については、「JSAA-AP-2021-007 事案の仲裁判断、第 6 本件スポーツ仲裁パネルの判断(8 頁以下)に詳細が述べられているのでこれを援用する。」と主張した。

イ 申立人の本控訴陪審(ジュリー)決定は最終のものであること、本控訴陪審(ジュリー)決定に対する不服申立が許されない実質的理由について

1 本仲裁判断は、

① 「不服審査会は、当該事案のすべての要素を考慮して、申立人の不服申立てに対して、実質審査の可能性を含めて検討すべきであったのである。」

② 「不服審査会は、当該事案のすべての要素を考慮して、申立人の不服申立てに対して、実質審査の可能性を含めて検討すべきであったのである。」

③ 「それに対して、本却下決定は、そのような諸事情を考慮することなく、形式的な理由で、不服申立てを退けた。」

④ 「本却下決定は、被申立人規則に違反していないとはいえ、冒頭において述べた競技団体の決定の効力についての仲裁判断の基準の 1 つである、「②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合」に該当するものであり」

⑤ 「よって、本件スポーツ仲裁パネルは、本却下決定を取り消すものである。」(17 頁)

と判示する。

2 「水球競技一般規則第 3 条で抗議に対するデレゲートの判断への上訴は控訴陪審(ジュリー)に対してのみなされ、控訴陪審(ジュリー)の判断が最終であるとしている。この実質的理由は、上記で詳細に説明をした試合結果の早期確定の要請である。これは、本大会に出場するレベルのチーム関係者には公知の事実である。」

これが本連盟の認識であった。

そのため、2021 年 11 月 16 日付不服審査会決定は、控訴陪審(ジュリー)の判断が最終であるとしている実質的理由については、あえて説明しなかった。

3 また、スポーツ紛争の解決について十分な知見を有していることから、スポーツ仲裁の仲裁人となった者が、水球競技一般規則第 3 条が、控訴陪審(ジュリー)の判断が最終であるとしている実質的理由については、スポーツに関する基礎的な知識として理解していたと考えていた。

4 スポーツ仲裁規則第 2 条第 1 項は、「競技中になされる審判の判定は除く。」と規定し、仲裁の対象から外している。JSAA-AP-2015-003(日本ボート協会 2016 年ロンドンオリンピック代表選考事件)では、「審判が、例えば買収等により悪意をもって不誠実な判定をしたような場合には、例外的に審判の判定の適否に事後的な審査機関が踏み込んで判断する必要があることは否定できないが、そういった特殊な事情がない限り、審査機関が試合中の審判の処分に立ち入った判断をすべきではない(参考として引用されている CAS 決定については引用省略)。被申立人の裁定委員会規定第 2 条や当機構のスポーツ仲裁規則第 2 条第 1 項も同様の趣旨と解することができる。」と判示している。

5 しかしながら、第 2 ～ 3 項の本連盟の認識は、正しくなかったことが本仲裁事件を通じて明らかになった。

そこで、

「不服審査会は、申立人の不服申立ての内容を実質審査の可能性を含めて検討すべきであったのであり、それにもかかわらず、形式的な理由により不服申立てを退けたことは著しく不合理である。」(8 頁)

との本仲裁判断を踏まえて、上記のとおり、控訴陪審(ジュリー)の判断が最終であるとし

ている実質的理由を説明した(7～14頁)。

ウ 申立人が引用する本仲裁判断の理由について

1 申立人は、本不服申立に対しては、競技者資格規則に基づく不服申立手続を準用すべきであると主張する。

(1) 水球一般規則第3条に基づく控訴陪審(ジュリー)の判断に対する不服申立手続について、競技者資格規則に基づく不服申立手続が準用されるとの明文の手続規定が存在しないことについては争いがない。

(2) 申立人は、控訴陪審(ジュリー)の判断について、(1)の明文規定がなくとも、競技者資格規則第11条が準用され、本不服審査会に対して不服申立ができる理由については、

「その理由等は、JSAA-AP-2021-007事案の仲裁判断、第6本件スポーツ仲裁パネルの判断(8頁以下)に詳細が述べられているのでこれを援用する。」(2月9日付意見書2～3頁)

と主張する。

2 本連盟は、

(1) 様々な競技団体において、スポーツ大会における試合結果の早期確定を実現する多数の規程が存すること、

(2) (1)の実質的理由は、

ア 試合結果、大会結果早期確定という一般的な要請に加えて、

イ 大会における試合結果が1年以上経過した後に覆るという事態は、大会結果を修復不能な状態にするという事実について、

スポーツに関する基礎的な知識、公知の事実として、本仲裁パネルが認識していたと信じていた。

しかしながら、本仲裁パネルは、本連盟の上記信頼に反して、この公知の事実を知らなかったことが本仲裁判断で明らかになった。

- 3 本不服審査会は申立人に対して、本口頭意見陳述の機会において、申立人の主張によると次のような問題が生じることを指摘して、どのように解決するのかを尋ねた。

本大会における 1 回戦の試合結果で勝者であったチームが、試合終了後 1 年以上も経過し、更に翌年の大会も終了してから、勝者と敗者が入れ替わるような判断がなされる競技規則を採用した場合には、1 回戦で、一旦は勝者として認定されたチームは 2 回戦をたたかっているが、

- 1 回戦で、一旦は敗者となったチームの 2 回戦をどのように保障するのか、
 - 1 回戦で、一旦は勝者として認定されたチームとたたかった相手チームの 2 回戦の結果を変更するのか、
- について質問をした。

申立人は、本件は決勝戦について審理をされているのであり、上記のような仮定的質問に対する回答をする必要はないし、このような場合にどのように対処すべきかは本連盟が考えるべき内容であると回答した。

本不服審査会は申立人に対して、控訴陪審(Jury)の決定について競技者資格規則第 11 条を準用して不服申立をするとの解釈は、決勝戦についてのみ当てはまると主張するのか、あるいは、全ての試合に当てはまると主張するのかについて質問をしたところ、申立人は、決勝戦に限定をした主張をしているものではないと回答した。

- 4 前項の指摘で、本仲裁判断の結論が誤っていることは明らかである。しかしながら、本仲裁パネルが第 1 項の結論を導く理由として判示している次の 3 点の理由、

- ① 控訴陪審(Jury)の判断が最終であるという規定は、控訴陪審(Jury)の判断に対する不服申立を許さないという定めではないとの理由(11 ~ 12 頁)
- ② 不服申立手続が整備されていないとの理由(11 頁、12 頁)
- ③ 本控訴陪審(Jury)決定への疑問(12 ~ 17 頁)

も明らかな誤りがあるため、この点について以下のとおり判断を示す。

エ 控訴陪審(Jury)の判断が最終であるという規定は、控訴陪審(Jury)の判断

に対する不服申立を許さないという定めではないとの理由(11～12頁)について

- 1 本仲裁判断では、WP7.1 を誤って理解しているため、控訴陪審(ジュリー)の判断が最終であるという規定は、控訴陪審(ジュリー)の判断に対する不服申立を許さないという定めであることを看過した誤りがある。以下詳述する。
- 2 本仲裁判断は、
 - (1) 「被申立人は、一般規則第 3 条の『最終のものとなる』という文言を、『不服申立が許されないことは明示』されていると理解する(答弁書別紙「答弁の具体的な理出及び証明方法」第 1,2(3))。』と正しく理解するも、
 - (2) 「一般規則第 3 条の文言だけから、被申立人主張のように、不服申立ての可能性がすべて排除されるとまでは解釈できない。」と判示した。
- 3 本仲裁判断の前項(1)は正しい判断であるが、前項(2)の判断は明らかな誤りである。
本仲裁判断の前項(2)の判断の理由は、
 - (1) 「被申立人が指摘するように、『審判のすべての決定は最終』であると規定する」、
 - (2) しかしながら、水球競技一般規則第 3 条は、抗議の対象として、「審判の決定が規則に適合していなかった場合」をあげている、
 - (3) よって、審判の決定は「最終」であるとの文言であっても、上訴が認められるという論理である。

本仲裁パネルは、① WP7.1 は審判の決定は最終であるとしながら、②「水球競技一般規則」第 3 条は、審判の決定に対して抗議可能であるという矛盾した規定をしているため、③「最終」とされた決定に対しても上訴が可能であるという論理である。
- 4 しかしながら、前項(1)の本仲裁判断の引用は不正確であり、WP7.1 は次のとおり定められている。

WP 7.1 審判は試合を完全に統括する。審判と競技者がプール構内にいる間は、その権限は及ぶ。**事実関係に対する審判の全ての決定は最終で、競技規則の解釈には試合中従うこと。**審判は試合中の如何なる場面の事実関係を推測してはならず、実際に目にしたものを能力の範囲内で最大限解釈すること。」

5 第3項の本仲裁判断の規定の理解は、規則を正確に理解をしていない誤りがある。既に上記で詳述しているところと重複した説明となり、法律を扱うことを専門とする者に対しては、釈迦に説法となる説明となるが、全ての水球関係者に正しく理解をしてもらうために丁寧に説明する。

6 水球競技一般規則第3条とWP7.1の関係は、正確には、上述したとおりであり、その結論は次の表のとおりである。

試合中のできごとについての抗議の対象となるか否か

	審判以外の「オフィシャル」(WP6)	その他の条件が、競技そのもの、あるいは競技者を危険にさらす場合	審判の決定	
	競技のやり方に対する規則、規律が守られなかった場合		審判の決定が規則に適合していなかった場合(プレー判定を除く)	審判のプレー判定(事実の判定)
「水球競技一般規則」	抗議の対象となる		抗議の対象となる	抗議の対象とならない プレー判定に対する抗議は試合中も試合後も、これを一切受け付けない
	第3条(1)①	第3条(1)②	第3条(1)③	第3条(1)③
「水球競技規則」			(レフリーの)競技規則の解釈には試合中従うこと	事実関係に対するレフリーの全ての決定は最終
			WP7.1	WP7.1

7 しかるに、本仲裁判断においては、WP7.1も水球競技一般規則第3条も審判の行為を

① 事実に関する決定と

② 規則の解釈に関する決定に

2つに分けて規定しているという事実を正しく理解することなく、

(1) WP7.1は、「審判のすべての決定は最終」と規定し、

(2) 水球競技一般規則第3条は、審判の決定であっても「審判の決定が規則に適合していなかった場合」には、抗議の対象としている、

と「理解」し、よって、審判の決定は「最終」とあるとの文言であっても、上訴が認められると

「解釈」したものである。

以上の本仲裁判断の判示を表に整理すると右のとおりである

試合中のできごとについての抗議の対象となるか否か	
	審判の決定
「水球競技一般規則」	抗議の対象となる
	第3条(1)③
「水球競技規則」	レフリーの全ての決定は最終
	WP7.1

- 8 そのため、審判の決定が抗議の対象となり、控訴陪審(ジュリー)の判断があった場合に水球競技一般規則で、第3条では、

すべての抗議はデレゲートに考慮される。デレゲートが抗議を退ける場合は、その理由を述べなくてはならない。チームリーダーはこの拒否を控訴陪審(ジュリー)に訴えることができる。ただし、控訴陪審の決定は最終のものとなる。

と定めているにもかかわらず、控訴陪審(ジュリー)の決定に対する上訴は可能と解することができる判断した。

- 9 本仲裁判断の誤りは、WP7.1 の定めを正確に読解しなかったことに原因をしている。

オ 不服申立手続が整備されていないとの理由(11頁、12頁)について

- 1 本連盟の規程においては、「控訴陪審(ジュリー)の判断に対する不服申立」は許されていないため、当然、「控訴陪審(ジュリー)の判断に対する不服申立」手続規程はない。

これに対して、本仲裁判断は、「エ 控訴陪審(ジュリー)の判断が最終であるという規定は、控訴陪審(ジュリー)の判断に対する不服申立を許さないという定めではない」という誤った判断を基礎としている。

そのため、本連盟が、「控訴陪審(ジュリー)の判断に対する不服申立」手続を整備していないことは、不服申立手続が欠けている、規則の不整備であると誤った判断をしたものである。以下詳述する。

- 2 本不服審査会は、

- (1) 上記「エ 控訴陪審(ジュリー)の判断が最終であるという規定は、控訴陪審(ジュリー)の判断に対する不服申立を許さないという定めではないとの理由(11～12頁)に

ついて」で、「水球競技一般規則第 3 条で抗議に対するデレゲートの判断への上訴は控訴陪審(ジュリー)に対してのみなされ、控訴陪審(ジュリー)の判断が最終であるとしている」ことを明らかにし、

(2) その実質的理由が、上記で詳細に説明をした試合結果の早期確定の要請であること、

(3) (2)の実質的な理由は、スポーツ大会にかかわった者にとっては公知の事実であることを明らかにした。

3 ところが、本仲裁判断は、前項の公知の事実についての知見を欠いていたため、

(1) 「水球競技一般規則第 3 条で抗議に対するデレゲートの判断への上訴は控訴陪審(ジュリー)に対してのみなされ、控訴陪審(ジュリー)の判断が最終であるとしている」目的を理解できず、

(2) 「申立人が主張するように、『最終』と規定されている決定に対して不服申立てが可能な場合が存在する点に限れば、競技規則第 WP7.1 条の存在は、申立人の主張への批判を根拠付けるものとはならず、一般規則第 3 条の文言だけから、被申立人主張のように、不服申立ての可能性がすべて排除されるとまでは解釈できない。」(12 頁)とし、

(3) 「被申立人の規定・ルールは、前述のように、不服申立制度を様々な場面で整備しており、それらの制度に準拠して、本控訴陪審決定に対する不服申立てに対処することは容易であり、準用の必要性が認められる。」(12 頁)と判示した。

4 水球競技一般規則第 3 条は、控訴陪審(ジュリー)の決定を更に争う等という余地を残すと、大会運営が不可能になるという、公知の事実を基礎に、「控訴陪審(ジュリー)の決定は最終のものとなる。」と明文をもって定めている。

控訴陪審(ジュリー)の決定に対するさらなる不服申立制度の規定の整備が遅れているのではなく、不服申立制度は存在しないのである。

カ 本控訴陪審(ジュリー)決定への疑問(12~17頁)について

1 一般的には、スポーツ仲裁においては、

- (1) まず、仲裁合意があるか否かが判断され、
- (2) 仲裁合意がなければ、取消しを求められたスポーツ団体の決定が取り消される理由があるか否かの実質的な審理をしない、
という判断順序になる。

2 本仲裁判断は、

申立人の「被申立人が第 97 回日本選手権水泳競技大会水球競技女子決勝戦の試合終了後にした申立人の 13 得点目を無効とする判定(主張書面 1 第 1)を取り消す。」

との申立は却下した(主文第 2 項)。

しかるに、「本控訴陪審(ジュリー)決定への疑問(12 ~ 17 頁)」で、本控訴陪審(ジュリー)決定の当否を検討している。この点で、本仲裁判断は特異である。

3 これは審理経過からも明らかである。

(1) 本仲裁パネルは、2022 年 4 月 4 日、審理を終結した(仲裁手続の経過 26 項・24 頁)。

(2) しかるに、本仲裁パネルは、同年同月 15 日、審理を再開し(仲裁手続の経過 27 項・24 頁)、その後同年 10 月 17 日まで、約 6 か月間を費やして、専門家証人の職権での採用・取調べ等を行ったものである(仲裁手続の経過 28 ~ 57 項・24 ~ 25 頁)。

この再開後の証拠調べは、本控訴陪審(ジュリー)決定の当否を検討するものであった。

(3) 本仲裁パネルは、同年同月 24 日、審理を終結した。

(4) スポーツ仲裁規則第 42 条第 1 項は、「スポーツ仲裁パネルは、手続が仲裁判断に熟すると認めて審理を終結したときは、原則として、その日から 3 週間を経過する日までに仲裁判断をしなければならない。」と定めているが、審理終結後 3 週間後である 11 月 14 日までには本仲裁パネルは本仲裁判断をしなかった。

(5) 本仲裁パネルが本仲裁判断を下したのは、審理終結から 12 週間以上を経過した

2023年1月18日である。

- 4 更に仲裁判断に対して1名の仲裁人が署名をしていない。これまで、日本スポーツ仲裁機構の仲裁判断は全員が署名をしている。

本仲裁事件では、1名の仲裁人は、「本件スポーツ仲裁パネルとしては、仲裁合意の有無は外形上明確にその意思が示されているべきであり、被申立人においては、上記①ないし③の各規則・規程がそれぞれにおいて個別に仲裁合意に関する条項を設けているのは、それぞれの規則・規程が対象とする組織・機関による処分・決定に限って仲裁に付託することに合意したものと解すべき」(19頁)という本仲裁パネルの「多数見解」に同意をしなかったのが理由である。

- 5 そもそも、本控訴陪審(ジュリー)決定に対する上訴が可能か否かは、本連盟の規則の解釈で判断すべき内容であり、

① 本控訴陪審(ジュリー)決定の内容が相当であれば、本控訴陪審(ジュリー)決定に対する上訴は許されず、

② 本控訴陪審(ジュリー)決定の内容が相当でなければ、本控訴陪審(ジュリー)決定に対する上訴は許される、

という判断になるものではない。

- 6 仲裁法は、「仲裁判断が、仲裁合意又は仲裁手続における申立ての範囲を超える事項に関する判断を含むものであること。」(仲裁法第44条第1項第5号)を仲裁判断についての取消事由として定めている。本仲裁判断は、この仲裁法の示している法理との関係でも相当でない。

- 7 第5項のような判断手法を採用することは、仲裁手続上の誤りである。本仲裁判断の判断手法であれば、

(1) 仲裁合意がないため仲裁判断の対象でなくても、

(2) 仲裁手続において、取消しを求められた原処分が相当でないと判断したならば、

(3) 仲裁パネルが原処分を取り消しうるといふ、

特異な結論となる。正に、本仲裁パネルの署名をしなかった仲裁人が採用しようとした論

理である。

- 8 敷衍して指摘すれば、本仲裁パネルの論理では、マラドーナの神の手ゴールは、^{*3}当時のサッカー規則上は、ハンドの反則を取らなかった審判の判定は最終であるとしているが、テレビ中継から明らかにハンドの反則をとるべきであるとして、審判の判定を覆さない制度となっていることが規則の欠缺であるとする論理となる。

まとめ

1 本仲裁判断は、

- ① 「不服審査会は、当該事案のすべての要素を考慮して、申立人の不服申立てに対して、実質審査の可能性を含めて検討すべきであったのである。」
- ② 「それに対して、本却下決定は、そのような諸事情を考慮することなく、形式的な理由で、不服申立てを退けた。」
- ③ 「本却下決定は、被申立人規則に違反していないとはいえ、冒頭において述べた競技団体の決定の効力についての仲裁判断の基準の 1 つである、「②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合」に該当するものであり」
- ④ 「よって、本件スポーツ仲裁パネルは、本却下決定を取り消すものである。」(17 頁)

と判示した事実を踏まえて、本不服審査会は、

- (1) 本控訴陪審(ジュリー)決定に対する不服申立ができない実質的理由、
- (2) 水球競技一般規則第 3 条及び WP7.1 の正確な文理解釈に基づき、上記のとおり判断した。

2 本連盟は、日本スポーツ仲裁機構及びスポーツ仲裁制度を信頼し、本仲裁手続の審理について疑問に感じるころはありつつも、仲裁パネルを信頼して、長々とした審理に応じてきた。

しかしながら、本連盟のスポーツ仲裁制度に対する信頼は、本仲裁判断により大きく

*3 1986 FIFA ワールドカップ準々決勝 アルゼンチン対イングランド

傷つけられた。

本連盟は、日本スポーツ仲裁機構が、スポーツについての深い知識と専門的な知見に照らして、スポーツパーソンとスポーツ団体の負託に応えられる運営をされることを強く希望するものである。

以上

競技団体の抗議に関する定め

1 ラグビー競技規則

1 日本ラグビーフットボール協会は、2022_ラグビーユニオン競技規則第6条第5項において次のとおり定めている。

「5. 競技場内では:

a. レフリーは、試合中においては唯一の事実の判定者であり、競技規則の判定者である。あらゆる試合において、すべての競技規則を公平に適用しなければならない。

b. レフリーは、時間を管理する。ただし、試合主催者は、各ハーフの終了を知らせるタイムキーパーを指名することができる。

c. レフリーは、得点を管理する。

6. レフリーは、プレーヤーと交替要員が競技区域へ入る際、安全とみなすときにそれを認める。

7. レフリーは、プレーヤーが競技区域から退出するときの許可を与える。」

2 「レフリーは、試合中においては唯一の事実の判定者であり、競技規則の判定者」とされ、競技者からの抗議が許されていない種類の競技規則である。

2 サッカー競技規則

1 日本サッカー協会は、サッカー競技規則 2022/23^{*1} 第 5 条において次のとおり定めている。

1. 主審の権限

各試合は、その試合に関して競技規則を施行する一切の権限を持つ主審によってコントロールされる。

2. 主審の決定

決定は、主審が競技規則及び「サッカー競技の精神」にしたがって、その能力の最大を尽くして下し、適切な処置をとるために競技規則の枠組の範囲で与えられた裁量権を有する主審の見解に基づくものである。

プレーに関する事実についての主審の決定は、得点となったかどうか、又は試合結果を含め最終である。主審及びその他すべての審判員の決定は、常にリスペクトされなければならない。

主審は、プレーを再開した後、前半又は後半(延長戦を含む)終了の合図をして競技のフィールドを離れた後、又は試合を中止させた後は、その直前の決定が正しくないことに気づいても、又はその他の審判員の助言を受けたとしても、再開の決定を変えることができない。しかしながら、前後半終了時に主審が競技のフィールドを離れてレフェリーレビューエリア(RRA)へ行く、又は競技者に競技のフィールドへ戻るよう指示しても、これは、前後半終了前に起こった事象に対する決定の変更を妨げるものではない。

第 12 条 3 項と VAR 手順に示される場合を除いて、他の審判員が反則を認識し、プレーが再開される前にその反則を主審に伝えようとした場合のみ、懲戒の罰則は、プレー再開後に行うことができる。その懲戒の罰則に応じた再開方法は、適用しない。

*1 https://www.jfa.jp/laws/soccer/2022_23/

主審が任務の遂行が不能になった場合、プレーは、次にボールがアウトオブプレーになるまで他の審判員の監視下で続けることができる。

3. 職権と任務

主審は、

- ・ 競技規則を施行する。
- ・ その他の審判員と協力して試合をコントロールする。
- ・ タイムキーパーを務め、また試合の記録を取り、関係機関に審判報告書を提出する報告書には、試合前、試合中又は試合後の懲戒処置やその他の出来事に関する情報が含まれる。
- ・ プレーの再開を管理し合図する。」

- 2 「プレーに関する事実についての主審の決定は、得点となったかどうか、又は試合結果を含め最終である。」とされ、競技者の抗議の権利はない。競技者の審判員に対する抗議は、退場となる反則として例示されている。競技者からの抗議が許されていない種類の競技規則である。

3 バスケットボール競技規則

1 日本バスケットボール協会は、2022 競技規則・公式解説^{*2}を発行している。審判の権限及び抗議手続については次のとおり定めている。

(1) 第 47 条 審判:任務と権限

「 47-1 審判は、スコアラーズテーブル、チームベンチ及びそのラインのすぐ後ろのエリアを含む境界線の内外を問わず、コート周囲の全ての場所において、規則にしたがって判定や決定を下す権限を持つ。」

「 47-8 バスケットボール競技規則に則った審判の判定や決定は、明確な判定がなされたかどうかにかかわらず抗議申し立てが認められている状況(C-抗議の手続:参照)を除き、最終的なものであり、異議を唱えたり無視したりすることはできない」

審判は、スコアラーズテーブル、チームベンチ及びそのラインのすぐ後ろのエリアを含む境界線の内外を問わず、コート周囲の全ての場所において、規則にしたがって判定や決定を下す権限を持つ。」

(2) C-抗議の手続

「 C1 チームは、以下の点について不利益を受けた場合は抗議を申し立てることができる。

a) 審判によって訂正されなかったスコア、ゲームクロツクの管理、ショットクロツクの操作での誤り。

b) ゲームの没収、中止、延期、再開若しくはプレーをしないことについての決定。

c) 適用される出場資格に対する違反。

C2 抗議が受理されるためには、以下の手順に従わなければならない:

a) ゲーム終了後 15 分以内に、そのチームのキャプテンは、そのチームがゲーム結果に対して抗議を行うことをクルーチーフに知らせ、スコアシートの「 Captain's signature in case of protest 」欄にサインをしなければならない。

*2 <http://www.japanbasketball.jp/referee/rule2022>

b) ゲーム終了後 1 時間以内に、そのチームは抗議の理由を文書にてクルーチーフに提出しなければならない。

c) 1 件の抗議に対し保証金として 1,500 スイスフランを添えなければならず、抗議が棄却された場合はそれを支払わなければならない。

C3 クルーチーフあるいはコミッショナー(同席している場合)は抗議の理由を受け取ったあと、抗議につながった事象を FIBA の代表者(大会主催者)若しくは裁定機関(裁定委員会等)に文書で提出しなければならない。

C4 裁定機関は必要な手続き上の要求を行い、ゲーム終了後 24 時間以内に速やかにその抗議に関する決定を下す。裁定機関はあらゆる確かな証拠に基づいて、一部あるいはフルゲームの再試合の実施を含め、適切な決定を下すことができる。裁定機関は、抗議の対象となった誤りに限らず、ゲームの結果が確実に変わるといふ明らかで決定的な証拠が存在しない限りゲームの結果を変える決定はできない。

C5 裁定機関の決定は現場での決定とみなされ、その後の再審査や抗議は受け付けない。例外として、出場資格に関する決定は規定に則り抗議することができる。

C6 FIBA の大会や別途定めのないその他の大会での特別な規定:

a) トーナメント形式の大会では、全ての抗議の管轄機関はテクニカルコミッテイー(技術委員会)とする(FIBA Internal Regulations, Book2 参照)。【補足】国内大会においては大会主催者が設置した機関とする。

b) ホーム&アウェーの大会では、出場資格に関する抗議の裁定機関は FIBA Disciplinary Panel(FIBA 懲罰委員会)とする。その他の抗議に関する裁定機関は FIBA とし、競技規則の遂行と解釈に関する専門知識を有する 1 名以上が担当する(FIBA Internal Regulations, Book2 参照)。【補足】国内大会においては、大会主催者が設置した機関とする。」

2 抗議の対象の決定は次のとおり限定されている。

「 a) 審判によって訂正されなかったスコア、ゲームクロツクの管理、ショットクロツクの操作での誤り。

- b) ゲームの没収、中止、延期、再開若しくはプレーをしないことについての決定。
- c) 適用される出場資格に対する違反。」

3 抗議ができる場合にも、手続要件があり、

- (1) 抗議の告知は、「ゲーム終了後 15 分以内」に行い、「スコアシートの「 Captain's signature in case of protest 」欄にサインをする」という方式が定められており、
- (2) 「ゲーム終了後 1 時間以内に、そのチームは抗議の理由を文書にてクルーチーフに提出しなければならず、
- (3) 「 1 件の抗議に対し保証金として 1,500 スイスフランを添えなければならず、抗議が棄却された場合はそれを支払わなければならない。」としている。
- (4) 抗議は、「裁定機関(裁定委員会等)」で審理され、「ゲーム終了後 24 時間以内に速やかにその抗議に関する決定を下す。」としている。
- (5) 「裁定機関の決定」は最終であり、「その後の再審査や抗議は受け付けない。」とされている。
- (6) (5)の唯一の例外は「出場資格に関する決定」であり、これは別に定めるは規定に則り抗議することができる。

4 国際柔道連盟試合審判規程

- 1 全日本柔道連盟は、2018～2020年国際柔道連盟試合審判規程(和訳・ガイド付き)^{*3}は次のとおり定めている。

(1) 第13条(試合の終了)第1項第4～5段落

「2名の副審は、主審が誤って違う試合者に勝ちを示したとき、主審が試合場を離れる前に、主審に訂正させなければならない。副審が訂正をしなかった場合は、スーパーバイザー、もしくは審判委員が介入し、誤りを正さなければならない。

主審と副審による三者多数決によって判断され、スーパーバイザーと審判委員によって合意を受けた全ての動作や判定は最終的なものであり抗議は許されない。」

(2) 第13条(試合の終了)第6項第4～5段落

「6. ケアシステム

ケアシステムは、本条項に定められている場面において、その試合場を担当しているスーパーバイザー、審判委員が利用し、審判員に指示を出すために使用される。試合における全てのルール、ならびに最終決定の責任者はスーパーバイザーである。

特別な状況が起こったときは、スーパーバイザー及び審判委員によって最終判断がなされる。

特別な状況になった場合、スーパーバイザーは、審判員が三者多数決の原則に従って判断を行うように介入しなければならない。介入は、躊躇することなく、また時間をかけることなく直ちに行うこと。

状況が明確でなく、意見が一致しない場合は介入しない(「はじめ」を宣告する)

以下の状況における試合場での決定を補助するため、ケアシステムを使用して確認する義務が生じる。

*3 <https://www.judo.or.jp/coach-referee/referee-regulations-rules/>

a) 延長戦を含む全ての試合時間において、試合を決定づけるような判定が下された場合。

b) 返し技が施され、どちらの試合者が最終的な技を施しているかを判断することが困難な場合。

- ・ 返し技において、取(返し技をかける側)が畳に着地する衝撃を利用して技を施すことは認めない。

- ・ スコアに値する場合は、スコアを宣告する。

- ・ どちらの選手も明らかに動作をコントロールすることなく、両選手が同時に着地した場合、双方にスコアを与えない。

- ・ 着地後のいかなる行為も寝技とみなす。

スーパーバイザーや審判委員以外がケアシステムの使用すること、もしくは使用を要請することは許されない。」

2 主審の誤りが訂正されるのは、

(1) 第13条第1項4～5段落のとおり

ア 対象は「主審が誤って違う試合者に勝ちを示したとき」、

イ 訂正される時的限界は、「主審が試合場を離れる前」までであり、

ウ 訂正の手續と抗議については、「主審と副審による三者多数決によって判断され、スーパーバイザーと審判委員によって合意を受けた全ての動作や判定は最終的なものであり抗議は許されない。」とされている。

(2) 第13条第6項のケアシステムは、

ア 「その試合場を担当しているスーパーバイザー、審判委員が利用」でき、

イ 「試合における全てのルール並びに最終決定の責任者はスーパーバイザーである。」とし、

ウ 「特別な状況が起こったときは、スーパーバイザー及び審判委員によって最終判断がなされる。」が用いられた場合には、

エ 「スーパーバイザーや審判委員以外がケアシステムの使用すること、若しくは使

用を要請することは許されない。」として競技者がケアシステムを用いることはできないとされている。

- 3 以上のとおり、競技結果については、抗議手続はないが、主審、副審、スーパーバイザー及び審判委員による修正の可能性がある競技規則となっている。

以上